

平成29年12月26日  
文 部 科 学 省  
専修学校教育振興室

## 計画調書作成要領(別表2)補足資料

学校が事業計画を作成する際に役立つよう「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業(耐震補強工事)」における「補助対象外経費の例」についてまとめたものを本補足資料として作成しました。

今回の補助事業の目的は「学校施設の耐震化」であるため、耐震補強工事と関係がない学校の学習環境を整えるための工事や設備の設置については補助対象外となりますので、各都道府県の補助金御担当者様においては、本補足資料と計画調書作成要領を確認の上、工事内容を整理・精査し、計画調書等を提出していただくよう学校法人等へ伝達願います。

### 補助対象外経費の例

- 「耐震補強工事との関連性が不明な工事(リフォーム工事等)」は補助対象外とします。
  - 例) ・耐震改修前は教室であったが、改修後、駐車場となっている
  - ・もともと1つの大教室であった場所を2つの教室に分割(区画変更)
  - ・もともと保健室とトイレがあった場所を倉庫へと変更 等
  
- 「撤去工事」について、耐震工法上必要なもの以外は補助対象外とします。
  - 例) ・耐震補強工事と関連がないトイレ、ロッカー、空調設備の撤去
  - ・単なる老朽化による撤去工事(復旧工事含む) 等
  
- 「内装工事」について、耐震補強壁等が設置された部屋であっても、耐震補強工事と関連がない部分の内装工事は補助対象外とします。
  - ※ 耐震工法上必要となる内装工事については補助対象とします。
  - 例) ・壁紙、床、天井張替
  - ・カーテンの変更 等
  - 耐震補強壁等の設置に伴う内装の変更であるか不明な場合は、確認させていただく場合があります。

- 「外装工事」について、耐震補強壁等が設置されている外壁、又は耐震補強壁等が設置されないが亀裂・剥離等が生じている外壁以外については補助対象外とします。  
例) ・耐震補強壁等の設置がなく、亀裂・剥離等もない側面にかかる外装工事 等  
→ 不明瞭な外装工事がある場合は、確認させていただく場合があります。  
※ 外装工事を含む場合、立面図に当該範囲を明示することとなっておりますので、該当する場合は提出願います。
  
- 耐震補強工事前に設置されていない設備等を新たに設置する（既存建物の状態以上にする）場合は補助対象外とします。  
例) ・パーテーションの取付け  
・LED照明、空調設備、自動ドア、シャッター、トイレ等の設置  
・教室に収納スペースを作る  
・倉庫の新設  
・トイレの数を増設  
・トイレを洗面台等へ変更  
・換気扇を空調設備へ変更  
・照明器具の増設（※ 耐震補強壁等設置に関連して照度が低下するため照明器具を増設する場合、根拠資料の提出をお願いしております。） 等
  
- 「復旧工事」について、現状復旧が基本であるため、撤去復旧であっても改修前と比べて華美になるものについては補助対象外とします。  
※ 耐震補強工事上、「撤去」の必要が生じた場合に、撤去したものを設置（復旧）することを補助対象としています。上述したとおり、新設・変更するものについては補助対象外とします。  
例) ・（撤去時）蛍光灯 → （復旧時）LED照明への変更 等
  
- 「工事監理費」は補助対象外とします。
  
- 「軽量化工事」について、「計画調書作成要領P27（別表2）」に記載があるものと、耐震性能の向上を証明する根拠となる資料がある場合を除き、補助対象外とします。  
※ 御不明な点はお問い合わせください。  
提出いただいた計画調書等を確認する際に、不明瞭な箇所がある場合は別途確認させていただく場合があります。

**【問合せ先】**

文部科学省生涯学習政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

T E L : 03-5253-4111 (内線 3280)

F A X : 03-6734-3715

E-mail : [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)